三　法第二十一条の二第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十六条第四項に規定する行為に係る決議が成立するための要件として前二号の定款の定め以外の定款の定めがある場合において、当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の全部が同項に規定する株主総会において反対したとすれば当該決議が成立しないときは、当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の有する特定株式の数

四　定款で定めた数

（法第二十一条の二第一項に規定する株式の発行又は自己株式の処分に係る認定の申請）

第三十五条の七　法第二十一条の二第一項の規定による特例措置を受けることができる事業再構築計画、経営資源再活用計画、経営資源融合計画又は資源生産性革新計画の認定（変更の認定を含む。）を受けようとする事業者は、第四条第二項各号若しくは第六条第三項、第九条第二項各号若しくは第十一条第三項、第十四条第二項各号若しくは第十六条第三項又は第十九条第二項各号若しくは第二十一条第三項の書類に加え、特定公開買付け（法第二十一条の二第一項の規定により発行する株式又は処分する自己株式を対価とする公開買付け（外国におけるこれに相当するものを含む。）をいう。）の対価の相当性に関する事項を記載した書類を添付するものとする。

2　主務大臣は、前項の認定を受けた事業再構築計画、経営資源再活用計画、経営資源融合計画又は資源生産性革新計画に法第二十一条の二第一項に規定する株式の発行又は自己株式の処分に関する内容が含まれている場合、前項の書類を公表するものとする。

（全部取得条項付種類株式の発行及び取得に係る特例に係る認定の申請）

第三十五条の八　法第二十一条の三第一項の認定を受けようとする認定事業者は、様式第五十六の二による申請書一通及びその写し一通、同項第二号に規定する買付け等の価格の算定に当たり参考とした株式の評価について相当の知見を有する第三者による評価書、意見書その他これらに類するもの並びに同項の他の株式会社の定款の写しを、当該認定事業者の事業再構築計画、経営資源再活用計画、経営資源融合計画又は資源生産性革新計画の認定をした主務大臣に提出するものとする。

2　前項の申請書及びその写しには、認定計画の写しを添付するものとする。

（全部取得条項付種類株式の発行及び取得に関する特例に係る認定）

第三十五条の九　主務大臣は、前条第一項の規定による提出を受けた場合において、法第二十一条の三第一項各号に照らしてその内容を審査し、認定をするときは、当該提出を受けた日から、原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、かつ、記名押印し、これを認定書として申請者たる認定事業者に交付するものとする。

「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第21条の３第１項の規定に基づき認定する。」

2　主務大臣は、前項の認定をしないときは、様式第五十六の三によりその旨を申請者たる認定事業者に通知するものとする。

3　主務大臣は、第一項の認定をしようとするときは、申請者たる認定事業者が法第二十一条の三第一項の公開買付けに係る公開買付期間の末日から三月以内に同項の全部取得条項付種類株式の全部を取得するかどうかの確認をするものとする。

4　主務大臣は、第一項の認定をしたときは、様式第五十六の四により、法第二十一条の三第一項の全部取得条項付種類株式の発行に必要な定款の変更の内容及び会社法第百七十一条第一項各号に掲げる事項についての定めを、法第二十一条の三第一項第二号に規定する買付け等の価格の算定に当たり参考とした株式の評価について相当の知見を有する第三者による評価書、意見書その他これらに類するものの写し及び同項の他の株式会社の定款の写しを添えて、公表するものとする。

第三十六条の見出し中「株式会社日本政策金融公庫法の特例」を「公庫の行う損失補**塡**業務」に改め、同条中「株式会社日本政策金融公庫が」を「公庫が」に改め、第二章第七節中同条の次に次の十条を加える。

（事業再構築等促進円滑化業務実施方針）

第三十七条の二　法第二十四条の四第一項の事業再構築等促進円滑化業務実施方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　事業再構築等促進円滑化業務の実施体制に関する事項

二　事業再構築等促進円滑化業務に関する次に掲げる事項

イ　貸付けの対象

ロ　貸付けの方法

ハ　利率

ニ　償還期限

ホ　据置期間

ヘ　償還の方法

ト　イからヘまでに掲げるもののほか、貸付けに関する事項

三　事業再構築等促進円滑化業務による信用の供与の対象とする貸付けの条件に関する事項

四　前三号に掲げるもののほか、事業再構築等促進円滑化業務を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項

（指定申請書及び業務規程の提出）

第三十七条の三　法第二十四条の五第二項の規定による指定申請書及び業務規程の提出は、次に掲げる書面を添えてしなければならない。

一　定款及び登記事項証明書

二　指定の申請に関する意思の決定を証する書面

三　役員の氏名及び略歴を記載した書面

四　法第二十四条の五第一項第一号の金融機関としての行政庁の免許、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「免許等」という。）を受けていることを証する書面、その免許等の申請の状況を明らかにした書面又はこれらに代わる書面

五　法第二十四条の五第四項各号に該当しないことを誓約する書面

六　役員が法第二十四条の五第四項第三号イ及びロのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

2　主務大臣は、指定するに当たり、前項各号に掲げる書面のほか必要と認める書面を提出させることができる。

3　第一項の指定申請書は、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。

一　商号又は名称及び住所

二　役員の役職名及び氏名

三　事業再構築等促進業務を行おうとする営業所又は事務所の名称及び所在地

四　事業再構築等促進業務を開始しようとする年月日

（業務規程の記載事項）

第三十七条の四　法第二十四条の五第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　事業再構築等促進業務の実施体制に関する事項

イ　事業再構築等促進業務を統括する部署に関すること。

ロ　事業再構築等促進業務に係る人的構成に関すること。

ハ　事業再構築等促進業務に係る監査の実施に関すること。

ニ　事業再構築等促進業務を行う地域に関すること。

ホ　事業再構築等促進業務に係る相談窓口の設置に関すること。

二　事業再構築等促進業務の実施方法に関する事項

イ　貸付けの相手方

ロ　貸付けの対象となる資金

ハ　貸付けの限度額

ニ　貸付けの手続及び審査に関する事項

三　貸付けのために必要な事業再構築等促進円滑化業務による信用の供与の内容に関する事項

四　事業再構築等促進業務に係る債権の管理に関する事項

五　事業再構築等促進業務に係る帳簿の管理に関する事項

六　事業再構築等促進業務の委託に関する事項

七　前各号に掲げるもののほか、事業再構築等促進業務の実施に関する事項

（商号等の変更の届出）

第三十七条の五　法第二十四条の六第二項の規定により商号若しくは名称又は住所（以下この項において「商号等」という。）の変更について届出をしようとする指定金融機関は、次に掲げる事項を記載した届出書を主務大臣に提出しなければならない。

一　新商号等

二　旧商号等

三　変更予定年月日

四　変更の理由